

預金業務

▶ 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)
流動性預金	459,568	483,462
うち有利息預金	398,988	422,489
定期性預金	573,370	569,024
うち固定金利定期預金	558,703	554,607
うち変動金利定期預金	228	209
その他預金	4,184	4,549
小計	1,037,123	1,057,036
譲渡性預金	—	—
合計	1,037,123	1,057,036

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 定期預金残高（期末残高）

(単位：百万円)

	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)
定期預金	543,028	538,598
固定金利定期預金	542,636	538,236
変動金利定期預金	224	198
その他	166	163

融資業務

▶ 貸出金平均残高

(単位：百万円)

	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)
割引手形	2,813	2,758
手形貸付	24,854	24,235
証書貸付	510,102	520,252
当座貸越	11,861	11,794
合 計	549,631	559,040

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 貸出金残高

(単位：百万円)

	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)
貸出金	560,903	565,932
変動金利	360,594	368,365
固定金利	200,309	197,566

▶ 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)
当金庫預金積金	5,611	5,268
有価証券	82	92
動産	—	—
不動産	140,804	136,954
その他	53	194
小 計	146,552	142,510
信用保証協会・信用保険	89,647	90,335
保証	151,718	152,754
信用	172,984	180,331
合 計	560,903	565,932

▶ 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)
当金庫預金積金	44	43
不動産	314	247
その他物的担保	2	1
小 計	360	292
信用保証協会・信用保険	123	116
保証	—	—
信用	231	233
合 計	716	642

▶貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	第94期 (平成29年3月31日)		第95期 (平成30年3月31日)	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	327,698	58.4%	324,251	57.2%
運転資金	233,204	41.5%	241,680	42.7%
合 計	560,903	100.0%	565,932	100.0%

▶預貸率

	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)
期末預貸率	54.40%	53.79%
期中平均預貸率	52.99%	52.88%

- (注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	第94期(平成29年3月31日)	1,241	1,240	—	1,241	1,240
	第95期(平成30年3月31日)	1,240	1,077	—	1,240	1,077
個別貸倒引当金	第94期(平成29年3月31日)	3,875	4,109	229	3,646	4,109
	第95期(平成30年3月31日)	4,109	3,281	590	3,518	3,281
合 計	第94期(平成29年3月31日)	5,117	5,350	229	4,888	5,350
	第95期(平成30年3月31日)	5,350	4,359	590	4,759	4,359

▶貸出金償却

(単位：百万円)

	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)
貸出金償却	289	597

リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

▶破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況 (単位：百万円)

区 分	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)
破綻先債権額 (A)	420	616
延滞債権額 (B)	23,330	20,266
合計 (C) = (A) + (B)	23,750	20,882
担保・保証額 (D)	15,431	13,463
回収に懸念がある債権額 (E) = (C) - (D)	8,318	7,419
個別貸倒引当金 (F)	4,033	3,218
同引当率 (G) = (F) / (E)	48.48%	43.37%

▶3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況 (単位：百万円)

区 分	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額 (H)	247	268
貸出条件緩和債権額 (I)	4,601	4,499
合計 (J) = (H) + (I)	4,849	4,768
担保・保証額 (K)	3,735	3,662
回収に管理を要する債権額 (L) = (J) - (K)	1,113	1,106
貸倒引当金 (M)	207	144
同引当率 (N) = (M) / (L)	18.66%	13.03%

▶リスク管理債権の合計額

(単位：百万円)

	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)
(C) + (J)	28,599	25,650

○破綻先債権

破綻先債権(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ① 更生手続開始の申立てがあった債務者
- ② 再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤ 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

○延滞債権

延滞債権(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

○3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

○貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

○担保・保証額

担保・保証額(D)、(K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

○個別貸倒引当金

個別貸倒引当金(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。

○貸倒引当金

貸倒引当金(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

なお、これらの開示額(A)、(B)、(H)、(I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下、金融再生法）に基づく資産査定の結果についても、開示しております。

リスク管理債権の対象債権が貸出金であるのに対して、金融再生法による開示では、貸出金以外の債務保証見返、外国為替、仮払金、未収利息などを含めた総与信額が対象債権となっており、正常債権も開示の対象となっております。

▶ 金融再生法開示債権

(単位：百万円)

	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7,446	6,569
危険債権	16,668	14,482
要管理債権	4,849	4,768
正常債権	533,144	541,569
合 計	562,108	567,390

○破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

○危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

○要管理債権

要管理債権とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

○正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

▶ 金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円)

	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)
金融再生法上の不良債権 (A)	28,964	25,820
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7,446	6,569
危険債権	16,668	14,482
要管理債権	4,849	4,768
保全額 (B)	23,770	20,655
貸倒引当金 (C)	4,316	3,425
担保・保証等 (D)	19,454	17,229
保全率 (B)／(A)	82.06%	79.99%
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C)／((A)－(D))	45.38%	39.87%

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

有価証券

▶商品有価証券平均残高

該当ありません。

▶有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	第94期 (平成29年3月31日)				
	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの
国債	—	6,005	15,198	19,519	—
地方債	1,714	4,534	33,140	14,389	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	11,848	25,597	14,412	35,038	5,735
株式	—	—	—	—	294
外国証券	2,803	11,808	4,070	9,981	—
その他証券	—	1,288	18,756	1	4,535
合計	16,366	49,233	85,578	78,931	10,565
	第95期 (平成30年3月31日)				
	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの
国債	—	14,021	4,026	31,810	—
地方債	1,276	6,200	30,572	12,186	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	8,317	20,105	15,100	25,057	5,915
株式	—	—	—	—	287
外国証券	3,198	6,957	7,369	20,870	—
その他証券	—	4,479	18,099	5	5,844
合計	12,792	51,764	75,169	89,930	12,048

▶保有有価証券平均残高

(単位：百万円)

	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)
国債	42,878	44,908
地方債	49,536	50,870
短期社債	—	—
社債	103,013	83,894
株式	286	271
外国証券	27,456	34,252
その他証券	19,476	28,128
合計	242,647	242,325

(注) 商品有価証券は保有していません。

▶預証率

	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)
期末預証率	23.34%	22.97%
期中平均預証率	23.39%	22.92%

(注)

1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

有価証券の時価情報

▶ 売買目的有価証券

該当ありません。

▶ 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	第94期 (平成29年3月31日)			第95期 (平成30年3月31日)		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	24,152	26,157	2,004	25,148	27,015	1,867
	地方債	16,709	17,500	790	17,147	17,874	726
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	33,026	34,017	990	25,399	26,194	794
	その他	3,000	3,080	80	2,500	2,583	83
	小計	76,889	80,756	3,867	70,195	73,667	3,472
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	3,600	3,572	△ 27	2,800	2,783	△ 16
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	248	246	△ 1	275	274	△ 1
	その他	1,200	1,195	△ 4	4,700	4,636	△ 63
	小計	5,048	5,014	△ 34	7,775	7,695	△ 80
合計		81,937	85,770	3,832	77,970	81,362	3,392

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

▶ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非上場株式	76	62
組合出資金	11	17
合計	97	90

▶ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	第94期 (平成29年3月31日)			第95期 (平成30年3月31日)		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	207	186	21	215	186	29
	債券	94,157	90,429	3,728	93,619	90,441	3,178
	国債	7,953	7,512	441	18,355	18,037	317
	地方債	30,137	29,080	1,056	27,244	26,270	973
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	56,067	53,837	2,230	48,020	46,132	1,887
	その他	21,637	20,753	884	23,383	22,450	933
小計	116,003	111,369	4,634	117,219	113,078	4,140	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	15,240	15,662	△ 422	10,200	10,344	△ 144
	国債	8,617	8,997	△ 379	6,355	6,482	△ 127
	地方債	3,332	3,360	△ 27	3,044	3,060	△ 15
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,289	3,305	△ 15	800	802	△ 1
	その他	27,397	28,202	△ 805	36,223	37,397	△ 1,174
小計	42,637	43,864	△ 1,227	46,424	47,742	△ 1,318	
合計	158,640	155,234	3,406	163,643	160,821	2,822	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

金銭の信託

▶ 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

第94期 (平成29年3月31日)		第95期 (平成30年3月31日)	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
891	—	891	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

▶ 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

▶ その他の金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引

▶ 金利関連取引

該当ありません。

▶ 通貨関連取引

(単位：百万円)

		第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)
店頭 (為替予約)	売建	15	54
	買建	15	54

▶ 株式関連取引

該当ありません。

▶ 債券関連取引

該当ありません。

▶ 商品関連取引

該当ありません。

▶ クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

外国為替業務

▶ 外貨建貸出金残高

該当ありません。

▶ 外国為替取扱高 (貿易)

(単位：件、千米ドル)

	第94期 (平成29年3月31日)		第95期 (平成30年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
輸出	274	8,014	183	5,036
輸入	446	9,668	399	7,254

▶ 外国為替取扱高 (貿易外)

(単位：千米ドル)

	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)
貿易外	6,155	2,979

※ 貿易外とは、仕向送金、被仕向送金等で生活費、コンサルタント料等のいわゆる貿易外取引一般をいいます。